業務課
防災調査課
予報課
観測課
地震火山課
地球環境・海洋課
（業務課の所掌事務）

第百十三条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　沖縄気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること（危機管理調整官及び情報セキュリティ管理官の所掌に属するものを除く。）。

（予報課の所掌事務）

第百十四条　予報課は、第百二条第一項及び第二項に規定する事務をつかさどる。

第百十七条　削除

（次長）

第百二十三条の二　航空測候所（鹿児島航空測候所を除く。）に、それぞれ次長一人を置く。

2　（略）

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪管区気象台	関西航空地方気象台	大阪府泉南郡田尻町			八尾空港 関西国際空港 神戸空港 大阪国際空港 南紀白浜空港 鳥取空港 美保飛行場 出雲空港 石見空港 隠岐空港 岡山空港 広島空港 徳島飛行場 高松空港

業務課
防災調査課
予報課
観測課
地震火山課
通信課
地球環境・海洋課
（業務課の所掌事務）

第百十三条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　沖縄気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること（危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

（予報課の所掌事務）

第百十四条　予報課は、第百二条に規定する事務をつかさどる。

（通信課の所掌事務）

第百十七条　通信課は、第百五条に規定する事務をつかさどる。

（次長）

第百二十三条の二　航空測候所（大阪航空測候所及び鹿児島航空測候所を除く。）に、それぞれ次長一人を置く。

2　（略）

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪管区気象台	関西航空地方気象台	大阪府泉南郡田尻町	大阪航空測候所	豊中市	大阪国際空港 八尾空港 関西国際空港 神戸空港 南紀白浜空港 鳥取空港 美保飛行場 出雲空港 石見空港 隠岐空港 岡山空港 広島空港 徳島飛行場 高松空港